

一般社団法人日本母子看護学会 奨励研究助成実施要項

1. 趣旨

日本母子看護学会では、本学会の会則に基づき、母子看護、家族看護、生殖看護に関する臨床実践の改善および向上をはかるための研究について助成し、併せて臨床の看護職の育成および学術研究の発展に寄与することを目的とします。

2. 応募資格

研究代表者は、研究開始年度の4月1日現在において、法人化前から本学会の学会員として3年以上加入している会員。

その他、いずれも次の基準を満たしてください。

- 1) 申請書提出時および研究実施年度を通じ学会員であること
- 2) 研究分担者は、学会員であれば加入年数は問わない
- 3) 申請者および共同研究者の中に臨床で勤務する看護職を1名以上含むこと
- 4) 応募の時点で同一の研究領域で他の研究助成を受けていないこと

3. 助成額

助成の総額：20万円以内

1件付き10万円を上限とする。

4. 申請方法

下記「研究助成公募システム」に2024年2月29日（木）までに必要事項を入力し、「アップロード」をお願いします。

「研究助成公募システム」 <https://jmica.org/grant>

※申請にあたり、ホームページ掲載の「実施要項」をよくご確認ください。

※提出された申請データは返却いたしませんので予めご了承ください。

※申請内容登録完了後は修正ができません。登録完了前に入力内容に誤りがないかご確認ください。

5. 申請書の審査

当学会に設置する審査委員会において審査し、その結果は2024年3月末までに、全応募者宛に直接通知し、ホームページに掲載します。

審査の過程において、申請額を減額することがあります。

6. 助成金の支払い

○助成金は研究者本人名義の口座に2024年4月に支払います。

○特段の事由もなく研究報告書が完成しない場合は、助成金の一部または全額の返還を求める場合があります。

7. 研究成果の報告

- 1) 研究実施期間は、助成を受けた1年間（4月から翌年3月まで）です。
- 2) 研究助成を受けた者は、その研究成果を研究実施期間終了後、2年以内に本学会学術集会に発表し、その後、速やかに本学会誌に投稿してください。なお、その後本研究の成果をほかに発表する場合には、日本母子看護学会の研究助成を受けたことを明記してください。
- 3) 研究報告（要旨）は、学会ホームページ等により公開しますのでご承知ください。
- 4) 助成を受けた年度の3月に会計報告書（所定の様式）を作成し、提出してください。

8. 申請後のご変更について

申請内容（ご住所、助成金の使用内訳、調査方法、期間など）に大幅な変更が生じた場合は速やかに当学会までご連絡ください。

問合せ先：一般社団法人日本母子看護学会事務局
株式会社厚德社

〒161-0034 東京都新宿区上落合1-6-7エヌケイビル5階
TEL：03-5348-5018 FAX：03-5348-8021 E-mail：jmica@koutoku.co.jp